

旭川医科大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学学則の一部を改正する学則

旭川医科大学学則（平成 16 年旭医大達第 150 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。
※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(既納の検定料，入学料及び授業料)	(既納の検定料，入学料及び授業料)
第45条 既納の検定料，入学料及び授業料は，これを返還しない。ただし，次の各号の一に該当する場合には，当該各号に定める額を返還する。	第45条 既納の検定料，入学料及び授業料は，これを返還しない。ただし，次の各号の一に該当する場合には，当該各号に定める額を返還する。
(1) 第35条の規定により検定料を納付した者が，2段階選抜を実施する入学者選抜において第1段階目の選抜で不合格となった場合又は本学学力検査出願受付後に <u>大学入学共通テスト</u> 受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合には，納付した者の申出により，それぞれ学長が別に定めるところによる第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額又は学長が別に定めるところによる検定料との差に相当する額	(1) 第35条の規定により検定料を納付した者が，2段階選抜を実施する入学者選抜において第1段階目の選抜で不合格となった場合又は本学学力検査出願受付後に <u>大学入試センター試験</u> 受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合には，納付した者の申出により，それぞれ学長が別に定めるところによる検定料に相当する額又は学長が別に定めるところによる検定料との差に相当する額
(2) 第38条第3項及び第4項の規定により授業料を納付した者が，後期分授業料の納付時期前に休学又は退学した場合には後期分の授業料に相当する額	(2) 第38条第3項及び第4項の規定により授業料を納付した者が，後期分授業料の納付時期前に休学又は退学した場合には後期分の授業料に相当する額
(3) 第38条第4項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には，納付した者の	(3) 第38条第4項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には，納付した者の

申出により当該授業料に相当する額
(略)

附 則

この学則は、令和5年5月9日から施行し、改正後の第45条第1号の規定は、令和3年1月1日から適用する。

【改正理由】

大学入試センターが行う試験が大学入学共通テストに変更されたことに対応するため、所要の改正を行うものである。

申出により当該授業料に相当する額
(略)